

(別紙4)

沖縄県乳がん検診精密検査協力医療機関の名簿掲載条件等

1 掲載条件

(1) 乳がん検診精密検査協力医療機関

- ア 日本乳がん検診精度管理中央機構の指定を受けた乳房エックス線撮影装置を有すること。
- イ 日本乳がん検診精度管理中央機構が主催（共催）する講習会を修了し、評価B以上を有する診療放射線技師が撮影すること。
- ウ 日本乳がん検診精度管理中央機構が主催（共催）する講習会を修了し、評価B以上を有する医師が読影すること。
- エ 乳がん診断用超音波装置を有すること。
- オ 日本超音波医学会の超音波専門医（総合・乳腺）、超音波検査士（体表）の資格を有しているか、検診のための基本講習プログラムに準じた超音波講習会を修了した医療従事者（医師、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師）が乳房超音波検査を行うこと。
- カ 細胞診、生検が可能であること。（自施設又は可能な施設と連携できること。）
- キ 細胞診は病理専門医（日本病理学会）又は細胞診専門医（日本臨床細胞学会）により、組織診は病理専門医により診断が行われること。
- ク 精密検査の結果を一次検診機関に速やかに報告すること。
- ケ 全国がん登録に協力すること。

2 届出書の添付書類

(1) 新規または更新に係る届出書（共通様式第1号）の添付書類

※ 次に掲げる添付書類のほかに、承諾書（共通様式第4号を添付すること）。

ア 乳がん検診精密検査協力医療機関

- (ア) 日本乳がん検診精度管理中央機構の指定を受けた乳房エックス線撮影装置であることの証明（別紙4-1）
- (イ) 乳がん診断用超音波装置を整備していることの証明（別紙4-2）
- (ウ) 日本乳がん検診精度管理中央機構が主催（共催）する講習会を修了し、評価B以上を有する診療放射線技師がいることを証明する修了証書等の写し
- (エ) 日本乳がん検診精度管理中央機構が主催（共催）する講習会を修了し、読影試験において評価B以上を有する医師がいることを証明する修了証書等の写し
- (オ) 日本超音波医学会の超音波専門医（総合・乳腺）、超音波検査士（体表）の資格を有しているか、検診のための基本講習プログラムに準じた超音波講習会を修了していることを証明する修了証書等の写し

※ 検診のための基本講習プログラムに準じた超音波講習会については、日本乳腺甲状腺超音波医学会又は日本乳がん検診精度管理中央機構が主催（共催）する2日間の講習会がこれに相当する。

(カ) 細胞診は病理専門医（日本病理学会）又は細胞診専門医（日本臨床細胞学会）により、組織診は病理専門医により診断が行われることの証明（別紙４－３）

- (2) 変更に係る届出書（共通様式第２号）の添付書類
変更の内容に応じ、(1)に掲げる書類を添付すること。

(別紙4-1)

乳房X線撮影装置

メーカー

機種名

購入年月日

上記のとおり相違ないことを証明する。

医療機関名：

施設長職・氏名：

(別紙4-2)

乳がん診断用超音波装置

メーカー

機種名

プローブ種類

中心周波数

購入年月日

上記のとおり相違ないことを証明する。

医療機関名：

施設長職・氏名：

(別紙 4 - 3)

細胞診検査及び組織診検査の実施

検査種別	実施機関	実施機関の病理専門医又は細胞診専門医数
細胞診検査	1 自施設で実施	病理専門医数： 人
	2 委託 (委託(予定)機関名：)	細胞診専門医数： 人
組織診検査	1 自施設で実施	病理専門医数： 人
	2 委託 (委託(予定)機関名：)	

- (注) 1 「病理専門医」とは、一般社団法人日本病理学会認定の病理専門医をいう。
2 「細胞診専門医」とは、公益社団法人日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医をいう。
3 細胞診検査の実施機関について、同一の医師が病理専門医と細胞診専門医のそれぞれの資格をあわせ持つ場合、病理専門医数と細胞診専門医数は、重複して記載してよい。
4 細胞診検査の実施機関と組織診検査の実施機関が同一である場合、検査種別ごとの病理専門医数は、重複して記載してよい。

上記のとおり相違ないことを証明する。

医療機関名：

施設長職・氏名：